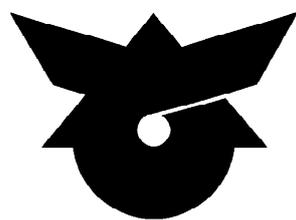


# 学校教育環境等のあり方の基本方針

《 改訂版 》

( 村田町小・中学校再編の方針について )



令和7年2月  
宮城県村田町

== 目 次 ==

1. 小・中学校再編の方針について	1
2. 小・中学校再編により期待される効果等	2
3. 小・中学校再編の方針策定にあたっての考え方	2
4. 小・中学校再編の方針に基づく今後の取り組みについて	4
5. 小・中学校再編の方針策定に関する経過	5

《 資料 》

資料 1	学校教育環境等のあり方の基本方針（平成30年6月策定） 以降の検討の経過（時系列）	14
資料 2	学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しに係る小・ 中学校の統合の施設についての比較検討結果	15
資料 3	村田町学校教育環境整備推進委員会設置要綱	18
別 紙	保護者・地区説明会資料	
	① 村田町学校教育環境等のあり方の検討について 「第1回説明会(令和6年6月18日～7月10日開催)配布資料」	19
	② 村田町学校教育環境等のあり方について 「第2回説明会(令和6年9月24日～10月4日開催)配布資料」	25
	③ 小・中学校の再編について 「第3回説明会(令和7年2月6日～15日開催)配布資料」	29

# 1. 小・中学校再編の方針について

村田町小・中学校の再編については、これまでの各種機関・組織による検討・協議の結果及び保護者・地域住民からの意見・要望を総合的に判断し、以下に示す方針とする。

## 【再編の方針】

校種	統合の時期	統合の施設
小学校	令和9年4月	村田小学校
中学校	令和10年4月	村田第一中学校

●村田小学校については、校舎が最も新しく近代的で、広い廊下が特徴の開放的な校舎をそのまま活用する。

●村田第一中学校については、校舎の築年数が相当経過していることから、今後、長期に渡って使用できるよう、校舎を新築する。

## 【再編により目指す学校規模】

文部科学省が策定した「公立小・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」に基づく適正規模校を目指すものとする。

### ■適正規模校のメリット

- 子どもたちが集団の中で切磋琢磨することなどを通じて、一人一人の資質や能力をさらに伸ばしやすい。
- 人間関係に配慮したクラス編制ができる。
- 習熟度別等、多様な指導形態をとることができる。
- 教職員の追加配置が受けられる。

## 【付帯事項】

### ①スクールバス

●今回の再編により廃止となる村田第二小学校、村田第二中学校に通っていた児童生徒、さらに村田小学校に通う際にスクールバスを利用してきた村田第一中学校の生徒をスクールバス送迎の対象とする。

●部活動等に支障のないよう、週末及び夏季・冬季等長期休業期間においてもスクールバスを運行する。

### ②小中一貫教育の学校

●小中一貫教育の学校については、その効果等を十分に把握できていないこと、小中一貫教育の設置の目的が、今回の再編で目指している「適正規模校」の設置目的と異なることから、今回の再編では目指さない。

### ③放課後児童学級

●現在、村田と沼辺の2カ所で運営している放課後児童学級については、保護者の就労支援という面も大きいことから、2カ所での運営を維持するものとし、保護者がどちらを利用するか選択できるものとする。

### ④新しい幼児教育・保育環境

●人間形成に極めて重要な幼児期に、同じ年齢、同じ年代の子どもたちが一緒に様々な体験を通して成長することを目指すとともに、保護者の就労支援と継続的な待機児童の解消につながることを目指して、令和8年度から、3歳以上児を幼稚園で、3歳未満児を保育所で保育する新しい幼児教育・保育環境を構築する。

## 2. 小・中学校再編により期待される効果等

適正規模校となる今回の小・中学校の再編により、本町の次代を担う子どもたちの学校教育環境に次のような効果が期待されます。

- 子どもたちが、集団の中で多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力、コミュニケーション能力などを育める。
- 社会性や規範意識が、より身につく。
- 教職員について、経験年数、専門性、男女比等バランスのとれた配置をすることができ、クラスの枠を超えた多様な指導形態により、学習意欲が高まり、各教科の知識や技能の習得が、より向上する。
- 運動会、遠足、修学旅行等の集団活動や行事の教育的・経済的効果が向上する。
- 部活動の種類が増加する。

総じて、子どもたちの能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎としての基本的資質が養われる。

## 3. 小・中学校再編の方針策定にあたっての考え方

### (1) 統合の時期の考え方

#### ① 小・中学校共通

- 全ての小・中学校がクラス替えのできない小規模校となる前が望ましい。
- 保護者への意向調査及び地区説明会において、早期の統合を要望する声を多数いただいたことを踏まえる。
- 統合に伴う学校施設の整備（新築または大規模改修）に要する期間を考慮する。
- スクールバスの追加配置に関する準備期間を設ける。
- 校名、校歌等を協議する期間を設ける。
- 児童生徒及び保護者の統合後の環境に対する準備期間を考慮する。
- 小学校統合後、中学校統合が連続して行われることにより、一緒に学んだ小学生が別々の学校に進学することを排除する。

#### ② 小学校

- 統合までの準備期間に2年を要すると想定し、小学校の統合の時期を令和9年度とする。
- 統合の2年前（令和7年度）から村田小、村田二小に統合に伴う追加の教職員を配置し、統合後2年間（令和10年度まで）、統合後の小学校に引き続き教職員を追加配置する。

#### ③ 中学校

- 統合までの準備期間、校舎建築等施設の整備に少なくとも3年を要すると想定し、中学校の統合の時期は、小学校統合の翌年度となる令和10年度とする。
- 統合の2年前（令和8年度）から村田一中、村田二中に統合に伴う追加の教職員を配置し、統合後1年間（令和10年度まで）、統合後の中学校に引き続き教職員を追加配置する。

### (2) 統合の施設の考え方

#### ① 小学校

- 小学校の【統合の施設】は、下記の事項から総合的に判断して村田小学校とする。
  - ・ 町内の学校施設で最も新しく、近代的で広い廊下が特徴の開放的な校舎である。
  - ・ 地震や水害等災害の可能性が低く、安全性が高い。
  - ・ 町内各地からのスクールバスでの通学距離が同程度となる。
- 体育館は、築年数が相当経過しているため、新築または大規模改修を検討する。

## ② 中学校

- 中学校の【統合の施設】は、下記の事項から総合的に判断して村田第一中学校とする。
  - ・ 新たに広大な敷地を確保することが非常に困難であり、その場合に相当な経費負担が伴うことから、既存の施設のうちから選択することが現実的。
  - ・ 地震や水害等災害の可能性が低く、安全性が高い。
  - ・ 地盤が強固なため施設建設にあたって地盤改良工事が不要となり、建設費用が抑制できる。
  - ・ 町内各地からのスクールバスでの通学距離が同程度となる。
  - ・ 現在、村田一中に接続する県道改良工事が行われており、通学環境の大幅な改善が見込まれている。
- 村田一中を【統合の施設】とするにあたって、下記事項に配慮するものとする。
  - ・ 現在の校舎の築年数が相当経過していることから、今後、長期に渡って使用できるよう校舎を新築する。
  - ・ 体育館は、築年数が相当経過しているため、新築または大規模改修を検討する。
  - ・ 仮設に要する経費の縮減を図る。
  - ・ 校舎、体育館、相山グラウンドの連絡機能を強化する。
  - ・ 防犯等安全対策を強化する。

## (3) 教職員の追加配置の考え方

- 教職員の確保が課題であるが、統合に伴い、適正規模校が受けられる教職員の追加配置が受けられる。
- 統合に伴い、統合のための教職員の追加配置が受けられるため、統合の準備が円滑に進められる。

### 《 教職員の追加配置見込み 》

校種	学校名	令和6年度	令和7年度	令和8年度	【小学校統合】	【中学校統合】	令和11年度
					令和9年度	令和10年度	
小学校	村田小学校	7	8 (1)	8 (1)	8 (1)	8 (1)	7
	村田第二小学校	0	1 (1)	1 (1)	8 (1)	8 (1)	
	計	7	9 (2)	9 (2)	8 (1)	8 (1)	
中学校	村田第一中学校	4	4	5 (1)	5 (1)	5 (1)	4
	村田第二中学校	0	0	1 (1)	1 (1)		
	計	4	4	6 (2)	6 (2)	5 (1)	

※( )内は、統合のための教職員の追加配置数 ※教職員の追加配置数は、令和6年度実績を基に仮定したのであって確定したものではない

※統合の2年前から、対象となるそれぞれの学校に教職員1名が追加配置され、統合後、小学校は2年間、中学校は1年間追加配置される

## (4) 小・中学校再編の今後の考え方

### ① 小・中学校共通

- 小・中学校の再編については、今後の社会情勢の急激な変化等により必要に応じて検討し、場合によっては必要な修正を行うものとする。

## 4. 小・中学校再編の方針に基づく今後の取り組みについて

### (1) 保護者、各種機関・組織による検討・協議

村田町小・中学校の再編の方針に基づく今後の取り組みについては、子どもたちにとってよりよい学校教育環境となることを第一に考え、再編後の新しい学校の施設環境、運営のあり方等について、保護者をはじめとする町民からの意見・要望等を踏まえ、具現化に必要な各種機関・組織による検討・協議を重ね、円滑な再編を進めるものとする。

### (2) 再編までの準備期間内における子どもたちへの対応

再編までの準備期間内における現在の学校同士の交流を促進し、再編による児童生徒の負担を軽減するものとする。

## 5. 小・中学校再編の方針策定に関する経過

### (1) 学校教育環境等のあり方の基本方針（平成30年6月）及び見直し（令和2年12月）について

平成27年1月に文部科学省が「公立小学校、中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」を策定し、それぞれの地域の実情に応じた学校のあり方について各市町村に検討するよう求めたことから、本町においても検討を始め、平成30年6月に「学校教育環境等のあり方の基本方針」を策定した。主な内容としては、中学校を令和5年4月に村田第一中学校に統合することとし、小学校については、複式学級とならない規模であれば当面は統合しないこととした。

その後、急激な出生数の減少傾向が継続し、本町における少子化の状況が顕著となったこと、令和元年10月から「幼児教育の無償化制度」が開始されることとなった等、教育を取り巻く環境が大きく変化してきたことを受け、再度、幼稚園、中学校の統合のみならず、小学校のあり方も含めた総合的な見直しが必要だと考え、検討を再開し、令和2年12月に「学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しについて」を策定した。

この見直しにより、幼稚園については令和4年4月に統合することとされ、小学校及び中学校については、配置計画は統合することとし、統合の時期及び統合の施設については、令和6年度までにその方針を決定することとした。

### (2) 学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しにかかる小・中学校の再編の検討について

学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しにかかる小・中学校の再編（統合の時期、統合の施設等）については、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、児童生徒の保護者や地域の方々への説明会での意見交換等、想定していた協議等を行うことが難しい時期もあったが、教育委員会において継続的に検討してきたほか、教育委員会からの提言、この提言に関する町長との協議の場である「総合教育会議」を定期的に開催し、小・中学校の再編に関する協議、検討を継続的に行ってきた。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行されて以降、役場庁舎内に「村田町学校再編庁舎内検討委員会」を設置して調査・検討を進め、未就学児及び小学生の保護者に意向調査を実施。保護者代表や地区代表等で構成する「村田町学校教育環境整備推進委員会」で内容をさらに検討し、地区説明を開催して多くの方々から意見、要望をいただいて検討を進めた。

#### 【1】 保護者への意向調査

##### ① 未就学児の保護者を対象とした意向調査

令和6年1月22日から29日までの期間において、学校の再編の将来の当事者である未就学児の保護者の意向を把握するため、町内に住所を有する未就学児の保護者を対象とした意向調査を実施した。調査の結果、回答あった方の約9割以上の方が小学校統合の必要性について認識されていたこと、できるだけ早期の統合を希望していること、統合により、適正規模校となることによってより多くの人と関わることができるようになること等確認することができた。

##### ■未就学児の保護者を対象とした意向調査

調査期間	令和6年1月22日～29日
調査対象	村田町に住所を有する未就学児のいる229世帯
調査方法	インターネット
回答結果	163世帯(71.2%)
主な内容 (抜粋)	● 小学校を統合することについて ・ できるだけ早急に統合したほうがいい(32%)

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童数減少のため統合はやむを得ない (30%)</li> <li>・ 統合の準備をしたうえで進めるべき (22%)</li> <li>・ いずれ統合することはやむを得ない (10%)</li> </ul> <p>【自由記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合によりできるだけ多くの人と関わるようになってほしい</li> <li>・ 統合に時間を要するのであれば村田小学校に入学させたい</li> <li>・ 統合により、充実した学習環境を整備してほしい</li> </ul>
--	---

## ② 小学生の保護者を対象とした意向調査

令和6年5月8日から15日までの期間において、学校再編の当事者である小学生の保護者の意向を把握するため、村田小学校及び村田第二小学校に通う児童の保護者を対象とした意向調査を実施した。調査の結果、未就学児の保護者と同様、回答あった方の約9割以上の方が小学校統合の必要性について認識されていたこと、できるだけ早期の統合を希望していること、統合により、適正規模校となることによって人間関係が固定化されず、社会性やコミュニケーション能力が高まったり、切磋琢磨する中で学力の向上、意欲の向上につながり、部活動等活動の選択の幅が広がること等への期待の声を多く聴くことができた。

### ■小学生の保護者を対象とした意向調査の実施

調査期間	令和6年5月8日～15日
調査対象	村田小学校及び村田第二小学校に通う児童のいる318世帯
調査方法	インターネット
回答結果	194世帯 (61%)
主な内容 (抜粋)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 統合について <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合の準備をしたうえで進めるべき (47%)</li> <li>・ できるだけ早急に統合したほうがいい (36%)</li> <li>・ 複式学級となる前に統合したほうがいい (13%)</li> </ul> </li> <li>● 統合にあたっての不安等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統合後の環境の変化の児童への影響 (41%)</li> <li>・ きめ細かな指導への不安 (41%)</li> <li>・ 通学距離・時間が長くなること (35%)</li> <li>・ スクールバスの情報場所・ルート (33%)</li> </ul> </li> </ul> <p>【自由記載】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒数の減少を受けて速やかに統合してほしい</li> <li>・ 校舎選定にあたっては安全面や地理的な条件を考慮して、できれば新築してほしい</li> <li>・ PTAや地区住民へのできるだけ丁寧に説明する機会を設けてほしい</li> </ul>

## 【2】 保護者・地区説明会

### ① 村田町学校教育環境等のあり方の検討に関する保護者・地区説明会

令和6年6月18日から7月10日までの期間、町内11会場において、村田町学校教育環境等のあり方の検討に関する保護者・地区説明会を15回開催し、のべ131名の方に参加いただいた。説明会では、これまでの検討の経過や小・中学校の現状、保護者を対象に実施した意向調査の結果、今後、検討を進めるにあたっての考え方等について説明し、意見、要望等をうかがった。なお、説明会でいただいた意見、要望については、その後の協議の資料とさせていただいた。

■村田町学校教育環境等のあり方の検討にかかる保護者・地区説明会	
開催期間	令和6年6月18日～7月10日（町内11会場15回開催）
参加者数	のべ参加者数131名
主な内容	<p>【説明事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 学校教育環境に関するこれまでの検討経緯</li> <li>2) 村田町の小・中学校の現状</li> <li>3) 保護者を対象に実施した意向調査の結果</li> <li>4) 今後検討すべき事項と検討にあたって留意すべき事項等</li> </ol> <p>【統合の時期についての説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小規模校となる前、できるだけ早急にすべき</li> <li>・ 統合までには一定の準備期間が必要</li> </ul> <p>【統合の施設についての説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな場所の確保は物理的にも経費的にも困難</li> <li>・ 既存の学校を基本に検討することが現実的</li> </ul>

## ② 村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会

令和6年9月24日から10月4日までの期間、町内4会場において、村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会を7回開催し、のべ80名の方に参加いただいた。

説明会では、これまでの検討を基に意向調査結果や説明会でいただいた意見、要望等を踏まえ、統合の時期及び統合の施設の方針案について、その根拠を示しながら説明した。参加された方からは、中学校の統合の施設の新設に伴って新たな場所を選択できないのかといった意見や、統合に伴う児童生徒の負担軽減、統合に要する予算の見通し等について意見、要望をいただき、統合までに児童生徒及び保護者の方々の不安を解消できるよう準備を進めていくと説明した。

■村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会	
開催期間	令和6年9月24日～10月4日（町内4会場7回開催）
参加者数	のべ参加者数80名
主な内容	<p>【説明事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 地区、保護者向け説明会の結果</li> <li>2) 村田町学校教育環境等のあり方</li> </ol> <p>【統合の時期についての説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校については、児童数の減少から、できるだけ早期の統合が望ましく、保護者への意向調査及び保護者・地区説明会においても早期の統合を要望する声が多数あり、準備期間に2年を要すると想定し、統合の時期を令和9年度と提案。</li> <li>・ 中学校については、小学校と同様に、生徒数の減少から、できるだけ早期の統合が望ましいが、小学校の統合により一緒に学んだ友だちと別々の中学校に進学することはできるだけ避けることが望ましいこと、準備期間、施設整備等に3年を要すると想定し、統合の時期を令和10年度と提案。</li> </ul> <p>【統合の施設についての説明内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小学校については、近代的で広い廊下が特徴の、開放的な校舎となっていることから、統合の施設を村田小学校と提案。</li> <li>・ 村田第二小学校は、既存の校舎の老朽化が著しく、大雨の際に浸水の可能性があり、地盤改良工事に課題がある。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村田小学校体育館は築年数が相当経過しているため、新築または大規模改修を検討すると説明。</li> <li>・ 村田小学校は、町内各地からのスクールバスでの通学距離が同程度となる位置にある。</li> <li>・ 中学校については、新たに広大な敷地を確保することが非常に困難であり、その場合に相当な経費負担が伴うことから、既存の施設のうちから選択することが現実的であると説明。</li> <li>・ 地震や水害等災害の可能性が低く安全性が高いこと、地盤が強固なため地盤改良が不要となることから建設費用が抑制されることが期待できること等から、総合的に判断して統合の施設を村田第一中学校と提案。</li> <li>・ 村田第一中学校は、町内各地からのスクールバスでの通学距離が同程度となる位置にある。</li> <li>・ 村田第一中学校に接続する県道改良工事が行われており、完成後は通学環境が大幅に改善されることが見込まれている。</li> <li>・ 既存校舎の築年数が相当経過していることから、長期に渡って使用できるようにするため、校舎を新築する。</li> <li>・ 村田第一中学校は、既存校舎が強固な地盤に建設されており、災害の可能性も低いことから、安心、安全な学校教育環境での学習が期待できる。</li> <li>・ 村田第二中学校は、大雨の際の浸水の可能性、県管理河川荒川の氾濫の可能性、地盤改良工事に課題がある。</li> <li>・ 村田第一中学校体育館は築年数が相当経過しているため、新築または大規模改修を検討すると説明。</li> </ul> <p><b>【付帯事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の統合により、村田第二小学校、村田第二中学校、さらに村田小学校に通う際にスクールバスを利用してきた村田第一中学校の生徒をスクールバス送迎の対象とする。</li> <li>・ 部活動等に支障のないよう、週末及び夏季・冬季等長期休業期間においても対応する。</li> <li>・ 小中一貫教育の学校の事例が少なく、その実績、効果が十分把握、分析されていないため、強く推し進めることができない。</li> <li>・ 小中一貫教育の学校の設置目的と、町が目指す適正規模校の設置目的は異なっていると判断し、今回の統合においては小中一貫教育の学校は選択しないと説明。</li> </ul> <p><b>【関連事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後児童学級は、統合後においても村田、沼辺の2カ所での運営を維持し、沼辺児童学級へスクールバスで送迎すると提案。</li> <li>・ 少子化が進む中、同じ年齢の子どもが、同じ環境で、同じく質の高い教育を受けられる環境を構築することが重要。</li> <li>・ 小学校統合の前年度にあたる令和8年度から、3歳以上児は現在の村田幼稚園で保育を行い、3歳未満児をこれまで同様、保育所で保育を受けることにより、待機児童解消も期待できると提案。</li> </ul>
--	--	---

### ③ 村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会

令和7年2月6日から15日までの期間、町内2会場において、村田町小・中学校再編に係る

地区説明会を3回開催し、のべ57名の方に参加いただいた。説明会では、村田町小・中学校再編の背景、方針及び方針決定までの検討の経過について説明した。

参加された方からは、再編後の小・中学校の体制やスクールバスの運行内容、校舎新築に要する費用等について意見、要望をいただき、今後の再編に向けた具体的な検討にあたっては、できるだけ保護者の意見を聴く機会を設けられるように進めていくとともに、情報を共有できるよう努めていくことを説明した。

■村田町小・中学校再編に係る地区説明会

開催期間	令和7年2月6日～15日（町内2会場3回開催）														
参加者数	のべ参加者数57名														
主な内容	<p>【説明事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 再編の背景</li> <li>2) 再編の方針</li> <li>3) 再編により期待される効果</li> <li>4) 再編の方針策定にあたっての考え方</li> <li>5) 村田町小・中学校の再編についての検討経過</li> </ol> <p>【再編の背景】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年に文部科学省が地域の実情に応じた学校のあり方について検討するよう全国の市町村に求めたことから、本町においても検討を開始した。</li> <li>・本町の次代を担う子どもたちにとってよりよい学校教育環境としていくため、文部科学省が推奨する1学年が複数学級ある状況での教育活動が展開可能な「適正規模校」を目指すことを前提に、様々な角度から検討してきた。</li> </ul> <p>【再編の方針】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">校種</th> <th style="width: 20%;">統合の時期</th> <th style="width: 20%;">統合の施設</th> <th style="width: 45%;">校舎</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校</td> <td>令和9年度</td> <td>村田小学校</td> <td>既存の校舎をそのまま活用</td> </tr> <tr> <td>中学校</td> <td>令和10年度</td> <td>村田第一中学校</td> <td>新築</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・この再編に伴い、廃止となる村田第二小学校、村田第二中学校に通っていた児童生徒を対象に、スクールバスを運行する。</li> <li>・小中一貫教育の学校については、その効果等を十分に把握できていないこと、小中一貫教育の設置の目的が、今回の再編で目指している「適正規模校」の設置目的と異なることから、今回の再編では目指さないものとした。</li> <li>・適正規模校となることで教職員の追加の配置が受けられるほか、今回の再編による教職員の追加の配置も受けられることとなっており、指導体制並びに再編に向けた体制の整備が図られる。</li> <li>・現在、村田と沼辺の2カ所で運営している放課後児童学級については、保護者の就労支援という面も大きいことから、2カ所での運営を維持するものとし、保護者がどちらを利用するか選択できるものとする。</li> <li>・人間形成に極めて重要な幼児期に、同じ年齢、同じ年代の子どもたちが一緒に様々な体験を通して成長することを目指すとともに、保護者の就労支援と継続的な待機児童の解消につながることを目指して、令和8年度から、3歳以上児を幼稚園で、3歳未満児を保育所で保育する新しい教育環境を構築する。</li> </ul>			校種	統合の時期	統合の施設	校舎	小学校	令和9年度	村田小学校	既存の校舎をそのまま活用	中学校	令和10年度	村田第一中学校	新築
校種	統合の時期	統合の施設	校舎												
小学校	令和9年度	村田小学校	既存の校舎をそのまま活用												
中学校	令和10年度	村田第一中学校	新築												

### 【3】 教育委員会

毎月開催される教育委員会定例会において、継続的に検討し、令和5年1月25日には町長に対して「町内小中学校の「学校教育環境等のあり方」について」提言し、この提言を基にさらに検討を進めた。

### 【4】 総合教育会議

#### ①令和4年度第1回総合教育会議

令和5年1月25日に開催された総合教育会議において、教育委員会からの提言を基に、町長と教育委員による意見交換が行われた。

#### ■教育委員会からの提言の概要

校種	統合の時期	統合の施設
小学校	令和8年4月	村田小学校
中学校	令和12年4月	総合的に判断

#### 【統合の時期に関する提言理由】

- 小規模校になることで教職員の配置が大幅に減少し、専門性を活かした教科担任制による指導やより多くの教職員と関わるのが困難となる。
- 小中学校とも児童生徒数が半減し、全ての学年が単学級になる前に統合することが望ましい。

#### 【統合の施設に関する提言理由】

- 小学校は、近代的校舎で施設・設備が新しい村田小学校が統合の施設として望ましい。
- 中学校は、両校とも経年劣化のため施設改修が発生すると想定されるなど、施設・設備面のメリット・デメリットがあるため、今後、様々な視点から総合的に判断する必要がある。

#### ②令和5年度第1回総合教育会議

令和6年2月27日に開催された総合教育会議において、令和5年1月の教育委員会からの提言を基に村田町学校再編庁舎内検討委員会で検討し、とりまとめた内容について協議し、小学校については、早くとも令和9年度以降に村田小学校へ統合するものとし、中学校については、早くとも令和10年度以降に、既存の中学校のいずれかから選択することで検討していくことが確認された。

#### 【統合の時期に関する協議結果】

- ・ 小・中学校の統合の時期は、クラス替えのできない小規模校となる前が望ましく、小学校は令和10年度まで、中学校は令和13年度までに統合することが望ましいのではないかと議論した。
- ・ 小学校については、提言では令和8年4月とされたが、統合の準備に要する期間を踏まえ、早くとも令和9年度以降とせざるをえないとした。
- ・ 中学校については、提言では令和12年4月とされたが、統合の準備に要する期間を踏まえ、さらには、小学校の統合により一緒に学んだ友だちと別々の中学校に進学することはできるだけ避けることが望ましいことから、小学校統合の翌年度（令和10年度以降）とすることが望ましいとした。

#### 【統合の施設に関する協議結果】

- ・ 統合先を選定するにあたっては、安心して、安全に学習できる環境であるかという立地条件が重要な項目であることを確認した。

- ・ 小学校は、近代的な校舎で、広い廊下が特徴の、開放的な校舎となっている村田小学校が望ましい。
- ・ 中学校のグラウンドについては、既存の規模のグラウンドを新たに確保することが相当困難であることから、既存の施設を統合先とすることを基本に検討することが現実的であることを確認した。
- ・ 中学校は、村田第一中学校、村田第二中学校とも新築または大規模改修が想定される築40年を迎えることから、統合にあたっては新築、または大規模改修を想定することとした。

### ③令和6年度第1回総合教育会議

令和7年1月10日に開催された総合教育会議において、村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会における意見、要望等を踏まえ、村田町小・中学校の再編（統合の時期及び統合の施設等）の方針について協議し、方針案で示した内容を方針とすることを確認した。

### ④令和6年度第2回総合教育会議

令和7年2月25日に開催された総合教育会議において、村田町小・中学校再編に係る地区説明会における意見、要望等を報告し、今後の検討課題等としていくことを確認するとともに、村田町小・中学校の再編の方針の最終確認を行った。

## 【5】村田町学校再編庁舎内検討委員会

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられたことを受け、役場内に職員で構成する村田町学校再編庁舎内検討委員会を令和5年11月1日に設置し、村田町の学校教育環境（施設、児童生徒数、教職員の数等）の現状と課題、学校再編にかかる考え方を整理し、統合の時期、統合の施設の方針を決定するための比較検討資料等のとりまとめを行った。（計8回開催）

## 【6】村田町学校教育環境整備推進委員会

### ①第1回村田町学校教育環境整備推進委員会

令和6年5月29日に、PTA会長等保護者の代表、行政区長や地区公民館長等地区の代表者、学校長及び学識経験者で構成する村田町学校教育環境整備推進委員会を設置し、これまで検討してきた内容について説明し、村田町の学校教育環境を整備、推進していくための意見、要望をいただいた。

#### ■小・中学校の統合の時期、統合の施設の考え方

校種	統合の時期	統合の施設
小学校	令和9年4月～11年4月	総合的に判断
中学校	令和10年4月～14年4月	総合的に判断

### ②第2回村田町学校教育環境整備推進委員会

令和6年9月20日に村田町学校教育環境整備推進委員会を開催し、村田町学校教育環境等のあり方の検討にかかる保護者・地区説明会の結果及び地区説明会における意見・要望等を踏まえた村田町小・中学校の再編（統合の時期、統合の施設等）の方針案とその根拠についてを説明した。委員からは、中学校の新築場所とした村田第一中学校の課題、校舎建築中の教育活動、将来的な小中一貫校への移行の可能性等について協議した。

## ■村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案

### 【提案内容】

校種	項目	見直し後（令和2年12月）	方針案（令和6年9月）
小学校	配置計画	統合	統合
	統合の時期	令和6年度まで方針決定	令和9年度
	統合の施設	令和6年度まで方針決定	村田小学校
中学校	配置計画	統合	統合
	統合の時期	令和6年度まで方針決定	令和10年度
	統合の施設	令和6年度まで方針決定	村田第一中学校

### 【付帯事項】

項目	検討内容
スクールバス	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合により、通学距離に大幅な変更が生じる村田第二小学校、村田第二中学校の児童生徒をスクールバス送迎の対象とする。</li> <li>中学校においては、公平性の観点から、村田小学校においてスクールバスを利用してきた小泉、菅生、足立地区から通う生徒についてもスクールバスによる送迎の対象とする。</li> <li>部活動に支障のないよう、週末及び夏休み等長期休業期間においても対応する。</li> </ul>
小中一貫教育の学校	<ul style="list-style-type: none"> <li>小中一貫教育の学校の設置目的は、町が目指している適正規模校の設置目的とは異なっていると判断。</li> <li>小中一貫教育の学校の設置事例が少なく、その実績、効果が十分把握、分析されていないことから、強く推し進めることができないため、今回の再編においては小中一貫教育の学校を目指さないこととした。</li> </ul>

### 【関連事項】

項目	検討内容
放課後児童学級	<ul style="list-style-type: none"> <li>統合後においても、放課後児童学級を村田、沼辺の2カ所での運営を維持し、下校時には沼辺児童学級までスクールバスによる送迎を行う。</li> </ul>
3歳以上児の新しい教育環境	<ul style="list-style-type: none"> <li>同じ年齢、同じ年代の子どもたちが、一緒に、様々な経験を通して成長することを目指し、令和8年度から、3歳以上児は現在の村田幼稚園で保育を行い、3歳未満児を現在の村田保育所で保育を行う新しい教育環境を構築する。</li> </ul>

### ③第3回村田町学校教育環境整備推進委員会

令和7年1月16日に村田町学校教育環境整備推進委員会を開催し、総合教育会議において確認された村田町小・中学校再編の方針について説明し、内容を確認した。

委員からは、今後の進め方や、放課後児童学級や3歳以上児の新しい教育環境の運営内容等について意見、要望が出され、今後、協議していくこととした。

### ④第4回村田町学校教育環境整備推進委員会

令和7年2月25日に村田町学校教育環境整備推進委員会を開催し、村田町小・中学校再編に係る地区説明会における意見、要望等を報告し、今後の検討課題等としていくことを確認するとともに、村田町小・中学校の再編の方針の最終確認を行った。

## 【7】 議会に対する説明

### ①令和6年6月議会全員協議会

令和6年6月6日に議会全員協議会において、村田町学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しの経過及び現状並びに今後の進め方について町議会議員に説明した。議員からは、保護者への意向調査の回答率、適正規模校を目指す意義、校舎の新築等について、質問、要望が出された。

### ②令和6年9月議会全員協議会

令和6年9月24日に議会全員協議会において、村田町学校教育環境等のあり方の検討にかかる保護者・地区説明会の結果及び地区説明会における意見・要望等を踏まえた村田町小・中学校の再編（統合の時期、統合の施設等）の方針案とその根拠についてを説明した。議員からは、中学校の新築場所、スクールバスの運行、小中一貫校の取扱い等について意見があった。

小中一貫教育の設置目的としては、9年間の学びと育ちの連続性を重視した、いわゆる中1ギャップの解消や、山村留学のような形態による小規模校の存続、不登校支援に特化した体制の強化などが挙げられるが、本町が今回の再編において目指す小・中学校の学校教育環境等のあり方は、一定規模の集団の中で切磋琢磨し、協力し合える環境である適正規模校を設置することとしており、目的が異なると判断した。さらに、小中一貫教育の学校の事例が未だ少なく、県内でも歴史が浅いことからその実績、効果等が十分把握、分析されておらず、現時点において小中一貫教育の学校の設置を強く推し進めることができないと考えた。

以上の理由から、今回の統合においては小中一貫教育の学校を選択しないものとして提案することとしたが、今後、さらに児童生徒数の減少が顕著になった場合においては、その時点で再度検討する必要があると説明した。

### ③令和7年1月議会全員協議会

令和7年1月17日に議会全員協議会において、村田町小・中学校再編の背景、方針及び方針決定までの検討の経過について、町議会議員に説明した。議員からは、教育委員会での協議の経過、再編にかかる情報提供の仕方、校舎新築等に要する予算の見込み、今後の議会における手続き等について質問、要望が出された。

### ④令和7年2月議会全員協議会

令和7年2月27日に議会全員協議会において、村田町小・中学校再編に係る地区説明会における意見、要望等を報告し、村田町小・中学校の再編の方針を確認するとともに、関係条例改正の内容を説明した。

## 【8】 住民への情報発信

令和7年2月に開催した保護者・地区説明会資料を「広報むらた」令和7年2月号に掲載し、町内全世帯に情報を発信するとともに、村田幼稚園、村田保育所、町内小・中学校、子育て支援センターを通じて保護者に資料を配付して保護者への周知を図った。

**資料1** 学校教育環境等のあり方の基本方針（平成30年6月策定）以降の検討の経過（時系列）

平成27年11月24日	学校教育環境検討委員会
平成28年12月27日	教育委員会が「村田町学校教育環境のあり方について」を提言
平成30年6月	「学校教育環境等のあり方の基本方針」策定
6～8月	保護者・地区説明会
平成31年2月26日	第1回総合教育会議
令和元年5月29日	第1回総合教育会議
7月1日	「広報むらた」令和元年7月号による周知
令和2年2月～	新型コロナウイルス感染症拡大
7月～9月	保護者地区意見交換会
9月30日	第1回総合教育会議
10月30日	教育委員会が「学校教育環境等のあり方の基本方針の見直し」を提言
10月～11月	幼稚園保護者等アンケート調査
11月24日	第2回総合教育会議
12月	「学校教育環境等のあり方の基本方針の見直し」策定
令和5年1月25日	教育委員会が「町内小中学校の「学校教育環境等のあり方」について」を提言
1月25日	第1回総合教育会議
5月8日	新型コロナウイルスが2類から5類へ移行
11月16日	第1回村田町学校再編庁舎内検討委員会
11月29日	第2回村田町学校再編庁舎内検討委員会
12月8日	第3回村田町学校再編庁舎内検討委員会
12月27日	第4回村田町学校再編庁舎内検討委員会
令和6年1月	未就学児の保護者を対象とした意向調査
2月27日	第1回総合教育会議
5月8日	第5回村田町学校再編庁舎内検討委員会
5月	小学生の保護者を対象とした意向調査
5月22日	第6回村田町学校再編庁舎内検討委員会
5月29日	第1回村田町学校教育環境整備推進委員会
6月6日	議会全員協議会
6月18日	村田町学校教育環境等のあり方の検討に関する保護者・地区説明会
～7月10日	
8月19日	第7回村田町学校再編庁舎内検討委員会
8月22日	第8回村田町学校再編庁舎内検討委員会
9月20日	第2回村田町学校教育環境整備推進委員会
9月24日	議会全員協議会
9月24日	村田町学校教育環境等のあり方の基本方針案に関する保護者・地区説明会
～10月4日	
令和7年1月10日	第1回総合教育会議
1月16日	第3回村田町学校教育環境整備推進委員会
1月17日	議会全員協議会
2月6日	村田町小・中学校再編に係る地区説明会
～15日	
2月25日	第2回総合教育会議
2月25日	第4回村田町学校教育環境整備推進委員会
2月27日	議会全員協議会

**資料2** 学校教育環境等のあり方の基本方針の見直しに係る小・中学校の統合の施設についての比較検討結果

(1) 小学校の統合の施設

		村田小学校	比較結果		村田第二小学校
校舎	建築年(築年数)	平成 22 年(築 14 年)	◎	×	昭和 46 年(築 53 年)
	教室数	18 教室(特別教室除く)	◎	×	10 教室(特別教室除く)
	統合後の使用	●現状のまま改修することなく統合後も使用が可能 ●広い廊下が特徴で開放感ある教室	◎	×	●老朽化による損壊が著しい ●大規模改修は行わないと議会で説明済み (村田小への統合を視野に)
体育館	建築年(築年数)	昭和 45 年(築 54 年)	△	○	平成 7 年(築 29 年)
	広さ	836 ㎡	△	○	1,135 ㎡
	統合後の使用	●平成 21 年に耐震化済み ●震災後に大規模改修済み (運営上支障でていない)	△	○	●比較的新しい施設 ●地区やスポ少等での利用も多く、閉校後も利用のニーズは高い
校庭	立地状況	校舎の前	○	○	校舎の前
	広さ	6,997 ㎡	○	△	5,700 ㎡
プール	建築年(築年数)	平成 25 年(築 11 年)	◎	×	昭和 41 年(築 58 年)
	統合後の使用	●築 11 年と新しく、統合後も十分使用可能	◎	×	●老朽化が著しく、毎年修繕箇所が増加し、統合後の使用は非常に困難
地盤	地盤の状況	●城山を切り土し一部に盛り土 ●一部箇所において、現地盤から約 10m 下に強固な支持地盤	○	×	●元々水田であり、現地盤から約 30m 下に強固な支持地盤
	建築時の基礎構造	(杭基礎の敷設状況) ●校舎：8.4m×53 本 ●体育館：なし	○	×	(杭基礎の敷設状況) ●校舎：33m×47 本 ●体育館：33m×81 本
災害リスク	浸水リスク	●低い	◎	×	●台風等による浸水の可能性が高い
	土砂災害リスク	●校庭の一部が城山公園の法面に隣接しているが、土砂災害の可能性は低い	△	◎	●なし
	河川破堤・決壊のリスク	●県管理河川荒川の流域にあるが、荒川より高い場所に位置するため、学校敷地内への影響は低い	◎	×	●県管理河川荒川に近接しており、荒川堤防高より低い場所に位置するため、多大な影響を受ける可能性が高い
スクールバス	利用対象見込数	●約 180 名(二小学区 97 名+村田地区以外 77 名)	○	△	●約 220 名(村小学区(村田地区 142 名+以外 77 名))
	走行距離等	●町中央部に位置し、各地区からの通学距離が同程度	○	×	●町南部に位置し、文科省が定める通学に要する時間の基準 30 分を超える地区が発生する
	バスの台数	●現行の 5 台に 5 台程度追加が必要と想定	○	△	●現行の 5 台に 7~8 台追加が必要と想定

検討の結果	小学校の統合の施設は、校舎が新しく、現状のまま統合の施設として使用でき、災害の可能性も低く、各地区からの通学距離が同程度になり、スクールバス対象の児童数を最小限に抑えることもできること等を総合的に判断し、「村田小学校」とした。
-------	---

(2) 中学校の統合の施設

		村田第一中学校	比較結果		村田第二中学校
校舎	建築年(築年数)	昭和 56 年(築 43 年)	△	△	昭和 62 年(築 37 年)
	教室数	13 教室(特別教室除く)	○	△	7 教室(特別教室除く)
	統合後の使用	●老朽化による雨漏り等発生 ●耐用年数の 50 年に到達するため、大規模改修または新築が必要	△	△	●耐用年数の 50 年に到達するため、大規模改修または新築が必要
体育館	建築年(築年数)	昭和 59 年(築 40 年)	△	△	昭和 61 年(築 38 年)
	広さ	1,305 m <sup>2</sup>	○	△	1,145 m <sup>2</sup>
	統合後の使用	●老朽化による雨漏り等発生 ●大規模改修または新築が必要	△	△	●老朽化による修繕増加 ●大規模改修または新築が必要
	部活動での使用	●バスケットボール男女 ●卓球男子 ●バレーボール女子 ●バドミントン男女	—	—	●バスケットボール女子 ●卓球男女
グラウンド	立地状況	●校舎の裏手にあり階段を上って移動が必要 ●新たな安全管理体制の構築を要する ●都市公園を中学校が占有	△	○	●校舎の前
	広さ	13,850 m <sup>2</sup>	◎	○	10,857 m <sup>2</sup>
	部活動での使用	●野球 ●サッカー	—	—	●野球
プール	建築年(築年数)	平成 18 年(築 18 年)	○	×	昭和 41 年(築 58 年)
	統合後の使用	●築 18 年と新しく、統合後も十分使用可能	○	×	●老朽化しており、修繕箇所が増加
地盤	地盤の状況	●安定した地山地盤 ●地表面から 2.5m 下には、建物の支持地盤となり得る N 値 30 以上の地層が出現	◎	×	●軟弱な層が厚く堆積した地盤 ●地表面から約 30m 下にまで、建物の支持地盤となり得る N 値 30 以上の地層が出現しない
	建築時の基礎構造	●地表面から 2.5m 下を支持地盤とする直接基礎構造 ●厚さ 1.5m のコンクリート打設によるベタ基礎	◎	×	●軟弱層下の支持地盤まで打設した杭基礎構造 ●校舎：φ450PHC 杭 長さ 31m×151 本 ●体育館：φ350PHC 杭 長さ 28~29m×62 本
	※補足説明	※N値：地盤の強度を示す指標 ※支持地盤：建物や構造物の荷重をしっかりと支えることができる地盤で、N値が 30 以上の層が 3m 以上あること			
災害リスク	浸水リスク	●なし	◎	×	●台風等による浸水リスク高い
	土砂災害リスク	●低い	○	◎	●なし
	河川破堤・決壊によるリスク	●県管理河川荒川の流域にあるが、荒川より 10m 以上高い場所に位置するため、学校敷地内への影響は低い	◎	×	●県管理河川荒川に近接しており、荒川堤防高より低い場所に位置するため、多大な影響を受ける可能性が高い(令和元年東日本台風による近隣住宅の浸水深 51~150cm)

スクールバス	利用対象見込数	●約 110 名(二中学区 59 名+村田地区以外 55 名)	○	△	●約 150 名(一中学区(村田地区 91 名+以外 55 名))
	走行距離等	●町中央部に位置し、各地区からの通学距離が同程度	○	×	●町南部に位置し、文科省が定める通学に要する時間の基準 30 分を超える地区が発生する
	バスの台数	●現行の5台に5台程度追加が必要と想定	○	△	●現行の5台に7~8台追加が必要と測定

検討の結果	<p>中学校の統合の施設は、地盤が強固で地震の影響を受けにくく、災害の可能性が著しく低く、各地区からの通学距離が同程度となり、スクールバス対象の生徒を最小限に抑え、文科省が定める通学時間の基準の 30 分以内とすることができる等、総合的に判断し、「村田第一中学校」とした。</p> <p>校舎の老朽化から、敷地を一部拡張して校舎を新築するものとするが、地盤が強固であるため、地盤改良工事が不要であることのメリットが大きい。</p>
-------	---

### 資料3 村田町学校教育環境整備推進委員会設置要綱

#### 村田町学校教育環境整備推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 村田町学校教育環境等のあり方の基本方針に基づき、村田町立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の統合等に係る方針を検討し、教育環境の整備を推進するため、村田町学校教育環境整備推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、村田町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提言する。

- (1) 学校の統合等に関すること。
- (2) 学校の学び、学習内容に関すること。
- (3) 学校の通学に関すること。
- (4) その他、学校の統合等に関し必要な事項に関すること。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、この告示の施行の日から令和7年3月31日までとする。

(組織)

第4条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 児童及び生徒の保護者
- (2) 地域の代表者
- (3) 学校長
- (4) 学識経験者
- (5) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する設置期間とする。ただし、委員が欠けたときは、補欠の委員を選任することができるものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育総務課において処理する。

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。